

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 第132回定例会・会議録

日 時 平成26年6月4日(水) 18:30～21:30
場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室
出席委員 浅賀、新野、石坂、川口、桑原、佐藤、高桑、高橋(武)、高橋(優)、
竹内、武本(和)、武本(昌)、千原、徳永、内藤、中原、前田、吉野
以上 18名

欠席委員 加納、三宮
以上 2名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官
北村原子力防災専門官
平田原子力保安検査官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長
新潟県 市川原子力安全広報監 飯吉係長
柏崎市 小黒防災・原子力課長 村山主任
若月主任 樋口主査
刈羽村 太田総務課長 山崎主任
東京電力(株) 横村所長 長野副所長 嶋田副所長
西田リスクコミュニケーター
室星防災安全部長
渡部技術計画 GM
武田土木第二 GM
杉山地域共生総括 GM
中林地域共生総括 G
山本地域共生総括 G
(本店) 五十嵐原子力運営管理部長
傅田リスクコミュニケーター
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

お疲れ様でございます。始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思っております。座らせていただきます。

まず最初であります。5月の定例会で配布いたしました資源エネルギー庁の「エネルギー基本計画の概要」、原子力規制庁、新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力の原子力防災についての資料をお持ちいただくことになっておりましたがよろしいでしょうか。若干であります但事務局で用意してありますのでお持ちいただかない方がおられたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず最初であります、委員さんにだけ配布しております小さい紙で「質問・意見等をお寄せください」をお配りしてあります。同じく委員様のみであります。「安定ヨウ素剤調達事案に対する申し入れ」、「長岡技術科学大学第5回柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会関係者との対話集会（案）」であります。尚、長岡技術科学大学の資料であります但、参加される委員様につきましては次回の6月18日の運営委員会までに事務局までお知らせをお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

次に「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第132回定例会次第」であります。次に原子力規制委員会原子力規制庁「地域の会第132回定例会資料」であります。次に地域の会事務局資料、「委員質問・意見等」であります。

次に資源エネルギー庁柏崎地域担当官事務所「前回定例会以降の主な動き」になります。同じく「委員ご質問への回答」であります。それから新潟県「前回定例会以降の行政の動き」になります。次に、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所「第132回地域の会定例会資料」であります。次に東京電力資料であります、「廃炉・汚染水対策の概要」であります。これにつきましてはA3横長の資料であります。最後であります但、東京電力株式会社、「委員ご質問への回答」であります。揃っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からお願いをさせていただきます。携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただけますようお願いいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合はチャンネル4のグループ以外をお使いいただき自席でお願いいたします。また報道関係取材につきましても、会の進行の妨げとならないようご配慮をお願いいたします。委員の皆さまとオブザーバーの方は、マイクをお使いになる時はスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第132回定例会を開催させていただきます。会長さんから進行をお願いいたします。

◎新野議長

はい、では132回の定例会を開かせていただきます。急に暑くなりましたけれど、また今日も遅くまでになりますけれどもよろしくをお願いいたします。

まず、いつものことですが前回からの動きということで1ヶ月間の、先回の定例会から今日までの間の報告事項をお願いいたします。東京電力さんお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

はい。皆さんこんばんは。それでは東京電力長野から前回以降の報告をさせていただ

きます。お手元の資料のほうご覧いただきたいと思います。

まず、不適合関係でございますが、公表区分のⅢが1件ございました。一枚めくって2ページをご覧ください。内容は7号機非常用ディーゼル発電機の停止装置の不具合でございます。発生状況でございますが発電機の点検中に発生しています。点検では発電機能そのものは正常でございましたが、発電機の回転数が規定値を外れた時に停止する試験で装置が正常に動作しなかったという不具合であります。尚、同様の不具合がこの定例会でもご報告をいたしました。2月に6号機で発生をしております。現在、製造メーカーで再現試験でありますとか、分解点検を行っておるところでございます。今後、今回の件も含めて原因を究明し再発防止を図ってまいります。

また、安全性についてですが、非常用ディーゼル発電機はご承知のとおり各号機に3台設置してありまして、点検は1ヶ月に1度、1台ずつ実施し、残り2台はいつでも運転できる状態で安全を確保しております。

次に7ページをご覧いただきたいと思います。夏の電力需給の見通しについてでございます。結論から申し上げますと安定供給を確保できる見通しである旨お知らせをしております。具体的には次の8ページをご覧いただきたいと思います。表が2つございますが、上のほうの表が、平年並みの気温の場合、下の表が平成22年の猛暑並みの場合の需給の見通しとなっております。いずれも需要のほうにはお客様にご協力いただいている節電の効果を考慮いたしまして、節電効果として700万kwを織り込んでおります。これはお客様にアンケート調査をいたしまして、およそ9割の方から昨年と同じように節電で協力をいただけるという回答をいただきましたので、昨年の節電効果の9割ということで700万kwを需要のほうに織り込んだということでございます。

それから、供給のほうでございますが、火力の改造による増出力でありますとか揚水の新規電源の確保、また需給のより厳しい西日本への電力融通五十数万kwとなりますが織り込んだ数字となっております。電力設備の確実な運転保守により電力の安定供給に尽くしてまいりたいと考えております。

次に、11ページをご覧いただきたいと思います。地質構造の追加調査の関係でございます。現在敷地の中と外で調査を進めておりますが、ご覧いただいている資料は、敷地外での地下探査の資料となります。5月20日にマスコミの皆さんに現場公開をした時にご説明した資料となります。地下探査の目的でございますが、下の左にございますが図上に赤点線の下のほうで示した、長嶺背斜及び高町背斜の活動性の確認でございます。赤点線の丸で表示した4つの地点、五日市、刈羽、下高町、長崎の4地点で実施をいたします。当社としては過去の調査で活断層はない、と評価をしておりますが今回の調査でさらにデータが拡充できると考えております。調査方法は次のページ以降にございますので後でご覧いただきたいと思います。

4地点の進捗状況でございますが、五日市地区は6月2日に現地の調査を終了しております。刈羽地区は今日から起震車が動き始めまして調査中でございます。下高地区は今検討しているという段階、長崎地区は間もなく調査開始の予定でございます。この地下探査も含めまして調査全体の終わりは見通せておりませんが、今後もこの会で定期的に状況をご報告させていただきます。

本資料のご説明は以上です。次に委員ご質問への回答ですが、地質調査関係ですとか

火力発電所に関するもの等いただいておりますが、文書で回答させていただきましたのでご確認いただければと思います。最後に福一の関係についてご報告いたします。

◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

それでは、いつものように東京電力の傳田から説明をさせていただきます。

A3横長の上のほうに「廃炉・汚染水対策の概要」と書いてございます、こちらの資料をご覧ください。1枚目は先月ご説明させていただいたものとほとんど変わりませんのでめくっていただきまして、「中長期ロードマップ進捗状況の概要版」という資料をごらんください。右肩に取組みの状況と書いてございます。

まず、至近1ヶ月の状況でございますけれども、まず1番上のところ1号機から3号機の原子炉格納容器の温度につきましては、この1ヶ月につきましても約15度から約40度程度で推移しており安定的に推移しておると思っております。特段の特記事項等はございません。

次に資料の真ん中の1号から4号までの絵が書いてあるところの4号機の右肩のところに、燃料の移動状況につきまして実績を記載してございます。5月28日時点で946体となっておりますが、今週の月曜日の最新の状況ですと968体の移動が完了してございます。

次に個々のトピックスにまいります。まず資料の一番上のテキストボックスのところ、地下水バイパス排水開始と書いてあるところをご覧ください。地下水バイパスは建屋に流入する前に地下水を山側で汲み上げて、水質を確認したのちに海に排水し汚染水の増加を抑える対策ですが、資料にありますように先月の21日に排水を開始し、その後27日にも排水を実施しております。このテキストボックスの右側の表に5月の21日、及び5月27日に排水した水について事前に水質分析を実施した結果を示してありますが、いずれも運用基準を十分に下回ることを確認してございます。

尚、資料にはございませんが今月に入りまして、6月2日にも運用目標を下回ることを確認済みの、833tの水を排出してございます。今後も排水の都度、運用目標未満であることを確認してまいります。また分析結果につきましても公表してまいります。

尚、汲み上げ井戸、一次貯留するためのタンクにいく前の汲み上げるところの井戸のひとつから運用目標を上回るトリチウムが5月27日に確認されたため、こちらにつきましては予め定めておいた対応方針に従って、当該井戸からの汲み上げを停止して現在監視を続けてございます。

次に時計回りで右下のほうにいただいて、多核種除去設備、アルプス（ALPS）の運転を順次再開と書いてあるところをご覧ください。アルプスにつきましては、A、B、Cと三系統ありますが、このうちB系について、前処理をするフィルタのところのガスケット、このガスケットというのはフィルタのところに挟み込んで隙間をふさいで漏えいを防ぐためのものなのですが、ここにキズがあったことで除去すべき放射性物質が下流に流れ出す不具合がございました。このキズについて調査をした結果、ガスケットの放射線で劣化したことが原因であったことがわかり、劣化しにくい改良品のガスケットに交換した上で5月23日より処理を再開してございます。残りのA系、C系についてはB系の教訓から下流側の水をこまめに確認するなどの早期検知策を講じながら運転していたんですが、やはり不具合の兆候があったために汚染を拡大することなくその手前

で運転を停止してございます。今後 A、C 系につきましてもフィルタを改良品に順次取替えたうえで A 系は6月上旬、C 系は6月中旬に処理を再開する予定でございます。

次に、その下にいていただいで。福島給食センター起工式というところでございまして、こちらは現場で働いていらっしゃる方の食生活の改善、充実を目的とした給食センターを大熊町の大川原地区に今年度末までに設置をする予定で、先日、5月29日に起工式を実施してございます。

次にその左側にいていただきますでしょうか。3号機格納容器からの漏えい箇所確認と書いてあるところをご覧ください。こちらは3号機で冷却のために注水している水が格納容器から漏えいしていることは確かなんですが、漏えいしている箇所というのを初めて見つけたものです。具体的には5月15日に主蒸気隔離弁室、これは緊急時に原子炉からタービンへの蒸気を止めるための弁が設置されている部屋のことなんですが、この部屋にカメラを挿入してふだんは蒸気が流れる配管のうち1本の、この絵の中で赤丸で囲って部分で水が流れているということを確認いたしました。今後こちらについては格納容器の止水、補修に向けて具体的な方法を検討してまいります。

次にまた左に移っていただいで、1号機圧力抑制室上部調査による漏えい箇所確認と書いてあるところをご覧ください。また併せてそのちょうど上のところに1号機の原子炉建屋の断面図がありますのでそちら併せてご覧ください。この断面図の下部に圧力抑制室と線を引いて示していますけれどもこちらのところのお話でございます。この件は以前、昨年11月に1号機の圧力抑制室に遠隔操作できるポートを入れて調査した結果、こちらの圧力抑制室の上のほうから水が漏れてきているということがわかっておりまして、詳細な漏えい箇所を見つけるためにさらに調査をしていた件の続報でございます。

今回5月27日よりこの圧力抑制室の上部に遠隔操作ができるカメラを入れて詳細調査をしたところ、上部にある配管の1本から漏えいを確認いたしました。今後こちらにつきましても格納容器の止水、補修に向けて具体的な方法を検討してまいります。私からの報告は以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、原子力規制庁の内藤です。クリップ止めの資料をお手元に配布させていただいております。クリップを外していただければと思います。表紙に資料は大きく分けて4種類用意させていただいているものを書いております。

資料1でございますが、これが前回の定例会以降の原子力規制委員会規制庁の主な原子炉関係の動きでございます。一番最初にあるのが原子力規制委員会の定例会関係でございますけれども、5月21日の定例会でもう報道もされていますので簡単にご説明させていただきますが、今申請の出ている適合性審査の PWR のものについての進捗状況が報告されております。この結果として高浜について、ある程度進んできてはいるんですけれども、まずは川内の審査書の作成を進めるというかたちで決定が出されています。

5月28日の定例会でございますが、まずは25年度、昨年度の規制委員会の年次報告、年次報告を国会に報告することになっているんですけれどもそれについての案が示さ

れております。これについては案のとおり閣議に諮るということでした承が得られております。ものとして簡単な説明用の資料でポンチ絵的なものについては別添2というかたちで付けさせていただいておりますのでご確認いただければと思います。

次が同じく5月28日ですけれども緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算についてということで、以前から委員長の田中が申しておりましたけれども、防護措置でどのくらいのことが線量になるのかということについてわかりやすい資料をとということでとっていたものですが、それが委員会にかけられております。資料1の別添3というかたちでつけておりますけれども、計算をしているプラントとか地形とかというのは、どこかの地点ということではなくて、こういうものがあつたとしたときということかたちでやっているものです。対象の炉系ですけれども80万kw級のPWRをモデルにしています。格納容器への放出割合でございますけれども、これは炉心が溶融、シビアアクシデントが起こったときに原子炉容器から格納容器に放射性物質が出て、そのあと格納容器から外へ放射性物質が出るということかたちになるんですけれども、まず格納容器内にどういう核種が出るのかということについては、USNRCのニューレグ1465というものがございます。これはシビアアクシデントが起こったときにどういうことが起こつてということと、起こったときに格納容器内にどういう核種が出るのかということのを試験等を用いて設定したものですけれども、そのニューレグで書かれているものが右下に3というページが振ってありますけれども表1でありますけれども、ここに書いてありますような、真ん中に核種と書いてあるものがございますけれども右側にある割合で出ていくということかたちになります。ここの右側にある割合は炉心で発生したもののうちの格納容器に出ていく割合というものになります。これを2ページ目になりますけれども炉停止から放出が開始されるまでの時間が12時間と、その後、環境中への放出5時間一定割合で放出されるということかたちで考えています。放出高さは50mになります。拡散はどういうかたちでやっているのかということのはJAEAでもっていますオスカー(OSCAAR)というコードがございましてこれをを用いて計算したということになります。

気象条件でございますけれども、これはJAEAで計算していただいたんですけれどもJAEAでもっている気象データからサンプリングをして行ってそれに基づいての計算結果でございます。

4ページ目の図を見ていただいたほうがわかりやすいので見ていただければと思いますが、これが全身の被ばく線量、実効線量ですけれども、それについての計算結果というものです。ケース1というのが何も防護措置をしないということですので、表に立っている状態というふうに考えていただければと思いますけれども、これを見ていただくと緑の線で5のところ緑の線が引いてありますけれども発電所からの距離で5kmというかたちになります。5kmより短い距離のところについては、横に100のところ100ミリシーベルト/ウィーク(週)のところ線を引いておりますけれども、これが緊急時に防護措置をとる必要があるかどうかというところの判断基準のところなんですけれども。超えています、三角のところを中心でずっと上側の横のバーで引いているところが95%、全体の計算結果のところの95%内で崩落される場所ということなんですけど、これをみると5kmから内側、2kmとかそのへんのところになります。

すと、バーのところを見ていただくと相当な線量になるというかたちで防護措置をとらなければいけない状況になるであろうということがわかつています。これが下にあってケース1-1、ケースの1-2というものがございすけれども、1-1が屋内退避をするもの、1-2というのがコンクリート建屋に屋内退避をするものというかたちで、屋内退避をすることによってどの程度の低減効果があるのかということを示しています。結果からいいますと、木造建屋に入っても低減効果はありますし、コンクリート建屋に入っても低減効果はあるんですけれども、こういったかたちで基本は5km圏内は即時避難というかたちになるんですけれども要援護者とかでどかざるをえない人がでてくるかたちになりますけれども、そういった方の被ばくというのはこういったかたちになるということがシュミレーションとしては考えられますという結果のものです。

5ページ目でございますけれども、こちらが甲状腺の被ばく、ヨウ素を取り込んだことによる影響の甲状腺被ばくのところに着目したものになります。これもケース2と書いてあるところが全く防護措置をしないというものになりますけれども、5km圏内は防護措置の目安となります50msv/ウイーク(週)というのがあるんですけれども、これを大きく超えているという状況で5kmを超えるUPZの範囲内においても超えるものが出てくるということがシュミレートの結果として出ています。一方で、木造建屋に屋内退避をした場合ということとコンクリート建屋内に屋内退避をして安定ヨウ素剤も服用した場合というかたちでございます。木造建屋に屋内退避をしたというかたちですと5km圏のところで50msv/ウイーク(週)の防護の目安のラインのところに収まる結果にはなっています。

さらにコンクリート建屋に入った上で安定ヨウ素剤を服用していただくと相当低い値に収まるというシュミレートの結果になっています。このところで2日間で屋内退避とか2日間というかたちで書いてありますけれども、計算の条件としては2日間、こういうかたちで屋内退避をしてその後通常の生活に戻って、ふつうの生活をしたというかたちで積算線量がどのくらいになるのかということについてシュミレートしたものです。

ここから出てくる結論でございますけれども、基本的な考え方として今までも示させていただいておりますけれども2ページ目のところの3ポツのところに書いてございすけれども、PAZにおける防護対策というのは見ていただいたように線量が超えるところがだいたい出てきますので予防的に避難措置を行うことが基本であるという考え方になりますよねというところ。2つめのポツになりますけれども、ただし予防避難を行うことによってかえって健康リスクが高まるような方については、屋内退避を行うとともに適切に安定ヨウ素剤を服用することということがやっていく必要があるでしょうと。

3ポツめは当然のことが書いてあるんですけれどもコンクリート建屋のほうがより防護機能がついているのでコンクリート建屋に対して保守防護機能をつけることによってより一層の低減ができますということを書いております。

UPZについても予防的に屋内退避を行うことが中心になるということが合理的であるということが、シュミレートの結果から得られますということを発表させていただいたものです。

資料1に戻っていただきまして、6月4日本日の定例会ですけれども本日の定例会で、

去年から委員会で検討してきたものですが、アメリカで起こった電気系統の設計による脆弱性による対応というかたちでこれは簡単にいうと、電気は、外からくる電気は交流ですので三層というかたちで三本のラインを使って電気を送っているんですけれども、そのうちの1個が電気が落ちてしまっても電力としては届いているんですけれども1個の系が落ちてしまったときに電気が不安定になりますので、1個が落ちた交流のところで大きなモーターを廻すと電気が安定していませんので止まってしまうということが起こってしまうんですけれども、そういったトラブルがアメリカでありました。それについて日本でも同じようなことが起こるのかということについて、各電力さんに調査を依頼した結果として、起こりえるという判断をしたということで基準の中では読み込めるんですけれども、解釈の中で明確化する必要があるということで解釈を改正するということで了解は得られまして、明日から1ヶ月間で、まずは変えることへのパブリックコメントを募集することが決定されております。

パブリックコメントを受けてその意見を踏まえたうえで7月中に委員会決定をして即施行というかたちで考えるという決定がなされている状況です。

次に検討チーム等でございますけれども新規制基準に係る審査会合については6月6日で117回というかたちで順次進められております。

柏崎6、7号の審査状況でございますけれども審査会合というかたちではまだ開かれておりませんでここに書いてあるようなかたちで事業者からの説明を受けている状況でございます。

あと、原子力規制庁ホームページのところでございますけれども、いろいろな検査申請とか検査合格とかそういったものがなされてきております。こちらについては資料をつけてございますし、ホームページアドレス等を示させていただいておりますのでご確認いただければというふうに考えております。

規制庁、我々の事務所の関係ですが、6月2日から保安検査、今年度第1回の保安検査を開始しています。計画では6月13日までの約2週間というかたちでやっております。何かあったときにはこの期間を延ばすこともあり得ますけれども、基本的にはこの範囲内でやりたいというふうには考えております。今回の検査項目ですが、保守管理の実施状況、これ保守管理とっておりますけれども去年もやっておりますけれども、柏崎も長期停止となっておりますのでその間の維持管理が適切に行われているのかということについて着目をした検査を行うということ。

2つ目の保安に関する組織、職務等の実施状況ですが、柏崎というか東京電力、昨年けっこう大きな組織改正が行われております。それに対してどういう組織で実際に安全を確保するために適切な組織運営がなされているのかということについてきちんと見ていくということ。

3つ目が保安教育の実施状況ですが、こちらは止まっている状況ではありませんけれども保安教育は適切にやらなければいけませんし、組織変更もあったので人が変わったところもあって教育の対象となる教育が変わった方というのも当然発生していると思われましてそのへんについてきちんと行われているのかというのを確認していこうということでございます。

次が資料2で、後ろから4つめくらいの資料になるんですけれども、1枚紙です。こちら

らが福島第一発電所関係でございます。まず委員会関係で5月21日の定例会でございますけれども規制庁の福島第一規制事務所というかたちで、福島第一にも柏崎と同じように事務所を置いておりますけれども、そこでどういう活動が行われているのかということと、どういう課題があるのかということについて委員会に報告がなされています。

本日6月4日の定例会でございますけれども凍土方式遮水壁に係る実施計画の審査状況について説明をして議論が行われております。先日、報道等でも流れておりますけれども2日に東京電力さん、着工されています。この部分で着工とっておりますけれども、すべてについてOKというかたちでは規制庁規制委員会ではまだ認可は行っておりません。二十いくつか懸念の部分というところは示させていただいておりますけれども、そのうち一番大きいといわれている地盤沈下等による悪影響というところが問題がないのかということについて確認をして、それについては問題がないであろうということが確認できたので工事の一部については着手を妨げるものではないと、やっちゃだめよとはいいませんというかたちでGOサインを出したというところでございます。ただ一方で、まだ二十いくつかある懸案事項のうちの1個が片付いただけであって、特に我々、規制庁規制委員会として懸念に考えている、タービン建屋の汚染水というのは地下水、外の地下水とタービン建屋の水位を適切な高低差をもって管理をすることによって流れ込むことによって外に出ないという管理をしているんですけれども、管理が十分できるのかということについてきちんと評価を行ったうえで妥当かどうかという判断をしていこうということになっています。実施計画の変更に向けた早急な対応を求めることと書いておりますけれども、現状検討会等を見られた方にご存知かと思っておりますけれども、凍土遮水壁の実施計画の申請書がA4、3枚というものになっておりますので、あくまで我々規制委員会規制庁として認可を行う基となるデータというのは実施計画にきちんとデータが示されていることというかたちになりますので、この部分についての拡充をしっかりとやっていただかないと審査としてもなかなか進みませんということを東京電力にお伝えしている状況でございます。

そのへんの話しを下に書いてあります、5月26日と6月6日の会合で行っていて、次の会合は今週の金曜日、あさって行われる予定という状況になっています。

あとは、資料3でございますけれども、放射線モニタリング情報。現状の最新のところのアドレスを記載させていただいておりますのでご確認いただければと思います。

資料4でございますけれども、委員からの質問に対する回答ということでございます。端的にいいますとフィルタベントの関係のところですが、審査の中で適正にきちんと機能するかどうかを確認していくということが規制庁規制委員会の方針であるというものでございます。

最後に1枚、A4の紙を付けさせていただいております。これは前回説明させていただいた時に誤記があったので差し替えさせていただきましてとさせていただいておりますけれども、きちんと書き直したものの差し替え用のものでございます。規制庁からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

お疲れさまです。資源エネルギー庁事務所の橋場です。

お手元の資源エネルギー庁と書いた「前回定例会以降の主な動き」という資料で
ご説明いたします。

まず、エネルギー基本計画につきましてはここに書いてありますように4月11
日に閣議決定、前回ご説明をいたしまして本日もご質問、ご意見を伺う予定になっ
ております。

2ポツ、高レベル放射性廃棄物の最終処分の件ですけれども、(1)のワーキング
グループと(2)の技術的な地層処分ワーキンググループ、いずれもすでにワーキ
ンググループ自体は開催が終了してこのたび中間取りまとめというかたちでホーム
ページにすでにパブリックコメントを踏まえてホームページに公表されております。

主な記載内容についてはこの破線の枠の中に書いてあるとおりでございまして、
これは今までの資料にも記載しておいたところですが、特に一枚目の中間取
りまとめ報告書の主な記載ということで高レベルの放射性廃棄物については将来世
代に責任を負わすことなく可逆性、回収可能性を担保ですとか、地層処分は現時点
で最も有望な処分方法であるということと、さらにはこれまでは最終処分地とい
うのは地方自治体が公募によって手を挙げてやるということになかなかうまくい
かなかったということで、今後は国が科学的に適正と認められるところを選定して提示
するというようなかたちにしたらいいんじゃないかとか、こういったことを提言、
いわゆるワーキンググループからの提言がされております。

裏側には地層処分のワーキンググループの中間取りまとめの主な記載、すみませ
ん、案とついてありますが案は取れていまして、中間取りまとめの主な記載とい
うこととございまして、こちらについても地層処分のやり方というのは国内にも好ま
しい地域が広く存在しているということが評価されたということとありまして、長
期安定性についてその条件として、ここにははっきり書いていませんけれども火山
の活動ですとか、活断層といったところは避けるべきというような評価をしており
ます。こういった提言が2つのワーキンググループからされまして、今後は国で現
在ある最終処分の基本方針というのが平成20年につくったのがございまして。この
基本方針の見直しということで、この提言を受けて今後作業を進めているところ
であります。

3ポツ、福島第一の廃炉汚染水対策関係ですが(1)の5月19日に汚染水対策
の現地調整会議というのが、第9回目が開かれております。

それから先ほど東電さんからも話しがありました(2)の地下水バイパスの水質
分析結果ということで、国の委託による分析というのが先ほど東電さんの資料の
JAEAの部分だと思っておりますけれども、分析結果ではいずれも運用目標基準を下回
ったということで公表しております。

それから4ポツ、その他ですけれども、こちらは前回からもご説明して、今年度
夏季の電力需給対策ということで最終的に官邸の電力需給に関する検討会合とい
うかたちで5月16日に発表されております。内容的には、原発の停止ですとか九電
の火力のトラブル、から西日本で厳しいということで東日本からの電力融通を行
うことによって予備率3%を下回るとということで、下のところに書いてありますよう

に節電の定着している節電の取組みによって、節電の数値目標は設けないということにしております。

それから一番下ですが5月16日に再生可能エネルギーの導入状況の発表、これは毎月のようにしておるんですけども、固定価格買取制度の導入によりまして、順調に再生可能エネルギーの発電設備が導入されております、ここに書いてありますように制度ができてから4割、40%の延びということで、そのうち97%が太陽光ということで、さらにそのうちの7割がメガソーラーというかたちになっております。

それから、もう1枚あります、委員ご質問への回答ですが、こちらは次のセッションでまとめてお答えしたいと思います。以上です。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。次に新潟県さんお願いいたします。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

新潟県原子力安全広報監、市川でございます。前回、前々回、4月、5月につきましては原子力防災の関係が中心になっておりましたので担当が出席させていただきました。私は今回、今年度初めての出席でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料、前回定例会平成26年5月14日以降の行政の動きに基づきましてご説明さしあげます。

まず1点目、安全協定に基づく状況確認でございます。5月27日に柏崎市、刈羽村とともに年間の状況確認を実施いたしました。確認内容につきましては記載のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

2点目、安全管理に関する技術委員会でございます。5月22日に平成26年度の第1回技術委員会を開催いたしまして、フィルタベント設備を使用する過酷事故の想定について議論をいただきました。

福島事故検証課題別ディスカッションといたしましては開催状況の表にあります、上から2つ目の欄、海水注入等の重大事項の意思決定につきまして、第3回目といたしまして平成26年5月19日に実施をしておるところでございます。

資料の4ページ目、5ページ目に次第を添付いたしましたのでご確認をお願いしたいと思います。

3番目、その他といたしまして報道発表でございます。資料の2ページ目、3ページ目に報道発表資料を綴っております。後ほどご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、委員ご質問への回答でございます。お手元に資料、細かいこと書いてございますけれども、1点目、モニタリングポストの関係でUPSと非常用発電機の関係のご質問がございました。非常用発電機のある場所につきましては、非常用発電機というのは停電になってからすぐ立ち上がるものではなくて、数十秒から数分間の電気を供給するまでに時間の遅れがございますのでその間につきまして、UPSで電気を供給しながら発電機が立ち上がった段階で発電機の電気に切り替わるという運用をしております。

次2番目の項目、情報伝達コモンズにつきましては裏に図を書かせていただきましたけれども、これまでの情報伝達におきましては情報発信者、複数の情報発信者から情報伝達者個々に対して、それぞれ何回も伝達をするという情報のやりとりをしておりましたけれども、安心・安全公共コモンズというものができると、情報発信者が1箇所に情報を伝達いたしますと同じ情報が受け取る側に流れていくという仕組みになってございます。

詳細につきましては、前のページ、文書で細かく書いてございますけれどもご説明は割愛させていただきたいと思っております。以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。柏崎市さんお願いいたします。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課長の小黒でございます。よろしくお願いします。

先回の定例会以降の動きでございますけれども、今ほど新潟県さんから説明があったのと重複になります。

5月15日、フィルタベントの調査チームの会合に私どもで参加をさせてもらっております。

19日、福島事故検証課題別ディスカッションを傍聴させていただきました。それから、20日、発電所周辺の環境放射線測定技術連絡会議というものがございまして、そちらへ出席をしております。それと、22日、県の技術委員会を傍聴させていただきました。それから23日、これは規制庁主催でございましたけれども安定ヨウ素剤の模擬住民説明会に参加をさせてもらっております。

27日、発電所の年間状況確認に出席をさせていただきました。以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。刈羽村さんお願いします。

◎山崎主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎と申します。よろしくお願いします。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、安全協定に基づく状況確認等、新潟県並びに柏崎市と同様でございます。

それから5月28日から30日の日程で、村長と15集落の区長の方々が薩摩川内市と川内原子力発電所を視察しております。刈羽村からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。前回からの動きですがここまででご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、武本委員。

◎武本（和）委員

はい、すみません。報告の中になかったこととってはなんですけれども、私は毎回、東京電力が今大々的に進めている地盤調査、このことに関心をもって見ています。実はこの調査、規制委員会の事前会合が昨年暮れから今年の2月頃にかけて何回かあった中で議論された場所を今調べているんだろうと思います。勝手にそう思います。そういう中で実は、まず寺尾断層、規制委員会はA断層とそれに広角な断層が、直交でもないけれどもあると、これを調べろというふうに議論があった

ということが議事要旨から読み取れます。ところが、寺尾 A 断層は土取りが終わって、もうなくなっているといっはなんですが、別のところを調べようとしているんじゃないか、そうすると規制委員会の指示と調べていることが違うんじゃないかと、こういう心配をしています。詳細はそういう問題がありますということをごここでいっておきたいということです。

それから、東京電力の調査というのは最近だけでも中越沖地震のあと、2年、3年かけて大々的な調査をやって、福島事故があったあと、翌年の8月の保安院意見聴取会の議論で去年の4月までの大々的な調査があった。それぞれ報告があるわけです。それがその都度変わっている。それから去年の9月に申請があったその例は安田層が古安田層に変わるみたいな、象徴的な出来事はそういうことなんですが、それが大々的な調査をするたびに大きく変わるということに、原発が動き出してから30年、設置許可から40年近くたって、いまさら何をしているんだという思いがあります。そういう中で今回期間が変更されたりする理由に、この間一貫していた阿多鳥浜火山灰がほぼ水平ですという東電の主張と違う結果が、丘陵と平野の間の調査で確認できたはずなんです。それがために深さを変えているのではないかと、ところがそういうことの報告が何も無い中で、調査をするたびに報告の中身が大きく変わるということは一体なんだかという不信感を持っています。いずれにせよそういう問題については何を調査しているのか、何が変わったのかということは丁寧に報告するなり、規制委員会の報告が出なければ議論しないではなく、ピントはずれな調査ではダメだということを口をはさんでいかなければならないんじゃないかと思えます。いずれにせよそういうことを具体的に聞きたいと思しますので、今日ここで言えることがあったら言ってもらいたいし、そういう問題があるということをご提起だけしておきたいと思えます。以上です。

◎武田土木第二 GM（東京電力）

東京電力の武田です。いろいろとご心配をおかけしてすみません。

今、大々的におっしゃっていただきましたけれども地域の皆さまにいろいろとご協力いただきながら調査のほう進めております。その中で、武本さんが今ご指摘になったように阿多鳥浜が低いというボーリングもあります。ただこれは5、6年前に武本さんとか立石先生がボーリングを掘って低いという評価を行った場所を、私どもが追いかけるように調査をした場所がやっぱり低かったということにして、その当時その周りの状況も含めてご説明差し上げた内容を、さらにいろんなデータを追加して補強しようとしております。なので何か新しく出てきたものにびっくりしたみたいな状態にあるわけではなくて、前々議論させていただいたことも含めてデータを充実させようとしております。また、基本的には活断層はないという評価を一貫して行ってきていまして、いろんなデータを追加することによっていろんなことがわかってきます。わかったことを素直に蓄積して、素直に全体が合理的に説明できるように積み上げているというような状態ですので、何か今までシロといってきたものがあたかも今日クロにするだとか、またクロといってきたものをシロに変えるだとかといったことを強引にやっているわけではなくて、積み上げてきたものをきちんとご説明差し上げているつもりです。その説明に至らない点があるのだら

うと思いますので、きちんと機会をつくりましてご説明差し上げたいし、今はまさに調査のデータを積み上げている最中ですのでそういった点をご理解いただきたいと思います。いずれにしてもたくさんの地域の皆さまからご協力をいただきながら、進めているところですのでよろしくお願いします。

◎新野議長

ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。では、次（２）に進ませていただきます。前回定例会で５月ですね、ゴールデンウィーク明けなんですけど、資源エネルギー庁さんからエネルギー基本計画のご説明、概要をいただいて質疑も議題の中に入っていたんですが、少しはしょってしまってその時間を取りませんでしたので委員の中から、２名だったかな、元々お伺いしたかったという文書の質問も出ています。ですけどこの基本計画というのはとても大切な基本ですので、あらためて時間を取り直させていただいて、文書で質問された方もかいつまんで口頭でご質問いただいたほうが他の委員に何が聞きたかったかということがわかるのでよりよい議論になるはずですので、ぜひ重ねてですが発言をお願いしたいと思います。

これとは別に高レベル放射性廃棄物の先ほど中間報告があったということですけど、私も委員をさせていただいてはいますが、全部を理解をして承しているという立場でもありませんので、この会を代表して出ていますので委員の方々のご意見とかお考えを聞くチャンスもなかったわけですので、皆さんがこの時間も許されて議論を望むのでしたら、また資源エネルギー庁さんからもご説明をいただきながらいい機会を捉えて議論ができればと思っていますので、ご要望がありましたらぜひ事務局なり、私までお聞かせいただければ時間調整させていただきます。

では、資源エネルギー庁さんよろしいでしょうか。質問は先ほど、先回ご説明はいただいたということで、今日、テキストを持ってきていただいていると思いますので、どなたからでも結構なんですけど。もう出ている方がお二人いるのでその方からまずいただいてよろしいですか。はい、高橋さん。

◎高橋（武）委員

前回の質問で、意見・質問で２番目の資源エネルギー庁さまに質問と意見を文書で出した高橋武です。よろしくお願いします。

私的に文書で出した件はですね。先月の資源エネルギー庁さんの「エネルギー基本計画の概要」という資料のP22というところ、22ページの②の原子力利用における不断の安全性の向上と安定的な事業環境の確立というこの下線というんですかね、強調されている文の3行の部分について資源エネルギー庁さんにもうちょっと詳しく説明してもらいたいというところがあったので、まず意見と質問を改めて口頭でさせていただきます。

まずちょっとこの文章を読ませていただきますと「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合にはその判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も全面に立ち立地自治体と関係者の理解と協力を得るよう取り組む」とここに記載されているわけなんですけど、私が気になったのは、「国も」の「も」が非常に嫌なというかですね。当然ながら政府またはエネ庁さんは、再稼働を福井地裁の判決もありましたが再稼働を進めると全面に立っ

て、全面というかですね、国は責任をもって進めると官房長官がおっしゃっていますよね、その中でやはり国が責任を持ちというふうに特にこれが意見なんです、強くここは、事業者は責任を持っているのは当然なんです、特に基本計画の中で、国が全面に立ちもそうなんです、国が責任を持ってやってもらいたいというのが1点とこの次の文章ですね、立地自治体等の関係者の理解と協力を得るよう取り組むと書いてあります。今問題となっている新潟県の場合において、私たち柏崎刈羽の場合にたとえると、もしですね規制委員会が基準に適合していると認めたとします。そうしたときに誰がこの、ここに書いてあるとおりでとすれば、国の誰が今の泉田知事を説得するのかというのが非常に興味があるところでございまして、そこを書いてあるんだったら、誰がするんだよっていうところがですね、ちょっと今後の予想されるところが何ヵ月後になるのかわからないんですけど、ちょっとここがまだまだ、文章だけだと若干曖昧なんです、ちょっと聞きたいところって事で質問とさせていただきます。以上です。

◎新野議長

はい。関連の質問なので。すみません。

◎川口委員

私も書かせていただいたんですけども、高橋君とまあほとんど意見としては同じくなると思うんですけど。前回の話の中で福島復興、再生が全力で仕上げていくということを国が全面に出てやっていくというふうに書いてあるし、おっしゃってあるんですけど、国が全面に出てというかたちがなかなか見えてこない。我々原子力を抱える住民にとってみれば何かあったときに国がちゃんと責任を持ってくれるんだ、国がやってくれるんだということは、やっぱり示してほしいと思いますんで、今のかたちですと東京電力がやっている中で、そのあとを国が補っている程度にしか見えてこないんでやっぱり具体的にそれを示してほしいと思いますんでよろしくお願いします。

◎新野議長

質問がもしありましたら。また別のところでもいいんですが。じゃあ一度お答えいただくことにします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

まず、お手元の委員ご質問への回答という紙がございましてこれにのっとしてご説明したいと思うんですが。

最初に高橋さんからいただいた質問です。Q2、後ろの2ページ目になりますけれどもこちら、先ほど、国も全面に立ちの「も」が引っかかるということですが、ここはおそらく文章上の表現として再稼働をするのは当事者、電力会社ということなので、そういう意味で当然国は政策上、原子力政策を担う責任があるということとは間違いなくて、そういう意味でここは「国も」という表現になったのかというふうに思うんですけども。あとその次の、説明の仕方、関係者等への説明の仕方なんですけれども、ここはまず再稼働につきましては経済産業省資源エネルギー庁がまさに担当になりますので、説明をすることになりますけれども、そうはいながら、各省庁ごとに役割分担というのがございまして、この文章の回答にも書

いてございますけれども、当然新規規制基準の適合審査結果については、原子力規制委員会から説明していただくことになると思いますし、さらには、防災関係、防災といえますか、原子力防災につきましては、内閣府の原子力災害対策担当室が説明することにはなると思うんですけれども、全体の再稼働のご理解という意味では経済産業省が中心になってご説明するというようなことを考えております。

それから、川口さんからのご質問は前のページのQ1になるんですけれども、こちらは福島の復興、再生で行っている国の全面に出てやっているというところの説明なんですけれども、1ポツのところではですね、主に経産省というよりは復興庁とかですね、環境省、あと原子力災害対策本部が中心になってくるんですけれども、まず避難者の帰還に向けた取組み、取組みの拡充とその生活、新たな生活開始に向けた支援の拡充ということで、帰還に向けた取組み、早期帰還に向けた取組みということでは、ここに書いてありますような線量水準に応じた健康管理、防護措置といったもの、あとは環境省では除染とかやっておりますし、さらには新たな生活支援の拡充に関しましては、追加賠償といったようなものも行っております。

さらには2ポツの福島第一原発の廃炉汚染水対策につきましては、ここはですね、やはり当事者であります東京電力との役割分担というものは当然必要になってくるということで、国が全面に立って全部やってしまうということは、それは税金の投入ということで、とても理解の得られるものではないということで役割を分担してやっているという現状がございます。

特に国が役割を担っているものとしましては、ここに書いてございますような特に技術的に難しいようなものについて国がやるということの住み分けをしております、ひとつは多核種除去設備アルプス（ALPS）、これは現在東電さんのほうでやっていますが、さらにその性能の高い多核種除去設備の技術開発といったものはここに書いてありますような150億円の国費の活用、それから凍土遮水壁についてもこれはかなり技術的にも難しいということで凍土遮水壁については国が全額負担というかたちで319億円ですか、これを出してやっているというような住み分けで、あとまた廃炉なんかも、例えば圧力容器内の状況を調査するといったようなロボットとかそういった技術的に難しいものも国が資金を出してやっているというようなかたちでございます。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。はい、高橋さん。

◎高橋（武）委員

高橋です。意見なんですけど、今後の私の想像なんですけど、大体ですね電気事業者さん、東京電力さんが泉田知事様、会田市長、刈羽村長にお願いにいくという構造ができてくる、できてくるというか予想されるんですけど、そういう絵じゃなくて、例えば私たち住民、地元というのは国策に協力している地元が私はあると思うんですよね。そんな中で、何か絵的に自治体は東京からみたら、金をもらっているからOKなんだみたいな雰囲気が出るのが非常に地元としてはあんまりいい気持ちで、私はですよ、感じないんですよ。何が言いたいかというと、国と自治体がやはりもうちょっとうまく地元をお願いするのであれば、国がもうちょっと県や知事、規

制庁、さっきの県知事のコメントを見ればギクシャクしているじゃないですか。そんな雰囲気飛び越えてもうちょっと仲良くとは言いませんが、なんかこの件に関してお互いの意地の張り合いをやっているような構造が見えるので、じゃあ国が願うのであれば自治体からやはりもっともっと説明したり協力を得たりするような構造、構造っていう言い方は失礼なんですけれど、まあそういうふうな感じで国がもうちょっと全面に出てほしいというのがそういった感情で意見させていただきました。以上です。

◎新野議長

はい、意見なのでまたお届けいただければと思います。ほか、どなたかおいでになりますか。はい、高桑さん。

◎高桑委員

高桑です。この厚いところの22ページくらいのところですが、今、高橋さんがおっしゃったと同じようなところに該当するところなんです、具体的に3つほど質問したいと思います。

まず、1つですけど、この基本計画には安全性の確保を大前提に、ということが度々出てきます。ですが安全性の確保を大前提にというときにどうも見ていくと世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められたらというような言い方になっています。私はこの基本計画の中で、世界で最も厳しい水準というふうになっている根拠は何をもってそういうふうな言葉を使っているのかという、このところをお聞きしたいということ。

それからもうひとつは、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められたら再稼働という言葉がつながっているけれども、この規制基準は田中委員長も度々説明していますが基本的に、設備にそういうものが適合するかどうかを判断するだけなんだということを繰り返し田中委員長はおっしゃっています。だからそれは、適合して認められたら再稼働というところとは少し距離があると、実際にいざ事故が起きたときにこの規制基準は、周辺の住民が被ばくを避けられないという、そういう基準になっています。そうしたときに適合したら再稼働というようにつながりは、ここに住んでいるものとしてはとても納得できないつながりだなあと考えているので、なぜここで、適合すると認められたら再稼働にいくんですよというようにつながりの文章になってしまうのかということ。

それから、同じページなんですけども、万一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき責任をもって対処するということが書いてあるんですけども、これどういう法令があって、どういう法令に基づいて国が責任を持って事故が起きたときに対処するのか、国が関係法令に基づき関係法令というのが具体的にどういう法令で、どういうふうにして責任をもって対処するのかと、そこをわかるように説明していただきたいと。

それからひとつ質問を兼ねた意見にもなってしまうんですが、この安全性の確保を大前提といいながら世界で最も厳しい水準の基準という言い方をしてそれですべて大丈夫大丈夫といっている気がして、ここからは私の意見ですけども、ちょうど過酷事故は起こらないから安全ですよという安全神話と決別したはずの計画がまた

新しい安全神話という。この規制基準は世界最高水準の基準ですよというそういう言葉の中の中身のはっきりしない言葉の中でまた新しい安全神話をうたっているのではないかなど。だから安全なんだよという根拠としては、また繰り返しているのではないかと、そういう意味もあって、また話が最初に戻りますけれども世界で最も厳しい基準というふうに銘打ったその理由を、根拠を説明していただきたいと。

それから、最後のほうのページ、厚いのの75ページのところなんですけれども、ここでエネルギーに関する広報のあり方というところで、エネルギーの適切な選択にとって政府による関連情報の開示、徹底した透明性の確保が何よりも重要です、というようなことが書いてあります。私は今年の2月11日の技術委員会を傍聴しました。その際に東京電力が出したフィルタベント装置の除去性能の整理という資料は空白がありました。空欄が2箇所ありました。ひとつはフィルタベント装置の本体構造、これはまったく何も書いてないものが配られました。

それから除去性能の試験装置というところについての試験装置の性能を確認したというところもまったく白抜きで出されました。委員には当日資料が配られて回収されていきました。こういうふうに今まで度々技術委員会を傍聴しましたがけれども中越沖地震以後ね、傍聴しましたがでもこんなふうにまったく何もないという、性能結果もこうでしたけど、こういうことは初めてでした。こういうことについて、エネルギーに関する広報のあり方で何よりも重要だと、透明性と開示が重要だというふうにいながら、現実こういうことが起こっているということについて、今現在どういうふうにお考えになるのかと、そこも加えてお聞きしたい。以上です。

◎新野議長

ほかにご質問があればお願いいたします。はい。

◎武本（昌）委員

原発の再稼働問題なんですけれども、今いろいろな意見がありましたけれども私の記憶では現在の原発が止まっているのは、当時の政府が全面に出て、原発を停止をしたと記憶していますので、やはり再稼働するのであれば今の政府が全面に出て再稼働を判断しなければダメなんだろうというふうに思います。

原発を再稼働するのは規制庁の判断ではなくて、時の政府が判断すべき事項なんだろうというふうに考えております。

質問なんですけれども、基本計画書の一番最後のページ、77ページのところに、上から5行目のところなんですけれども、双方向的なコミュニケーションの充実という項目のところなんですけれども、その際、国のみがエネルギー政策の立案、運用に責任をもつというかたちではなく自治体、事業者、非営利法人等の各主体がそれぞれ自らの強みを発揮するかたちでエネルギー政策に関与する実態を踏まえて云々と書いてあるんですけれども、ちょっとこう、言っている意味がわからないといいますか、やはり責任というか立案、運用の責任というのは国というか政府にあるのではないかなと思います。というのも基本計画書の初めにはやはりエネルギーというのは重要な安全保障の問題だと書いてあるわけですから、当然そのエネルギー政策の立案、運用というのは、自治体や事業者、非営利法人等の各主体というよりも国、政府ということになるのではないかなと思いますので、ここで記載

されているこの文章の意味はいまいちイメージがつかめないんですけども、という点を質問させていただきます。以上です。

◎新野議長

少し、いくつも質問が重なりましてよろしいでしょうか。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

それでは、5点ですかね、いただいたご質問ですけれど。

まず最初に世界で最も厳しい基準ということでございますが、こちら規制庁さんのほうが専門かも知れませんが、ひとつは今回、自然災害に対する厳格な想定ということで厳しい活断層とか基準を適用しているということもございますし、もうひとつはバックフィットですか、既存設備に対して遡及を適用するというものはこれは欧米と比べてより厳しい基準だというふうに聞いております。

それから、あとは安全目標の導入ということでそういったものから世界的に見てもより、最も厳しい基準であるというように考えております。

それから2つ目のご質問がなんでしたっけ。

◎新野議長

規制基準に適合と再稼働はつながらないというのは、これも規制庁さんですね。関係法令？

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

関係法令ですね。

◎高桑委員

その前に、適合したら再稼働するということは、基準では先ほど申しましたように私たちが被ばくするということがわかっている基準になっている。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

そうですね。ここでは確かにその文章上は、適合、世界で最も厳しい基準に適合した場合は再稼働するというふうに短絡的に書いてはございますが、これあくまでも法的にはそういうことで、特段別な条件は、再稼働のための条件は定まってないということなんですけども、実態としてはこの一番下のところにも書いてあるような関係自治体の避難計画の支援とか地元自治体のご理解とか、そういったものが当然あった上での再稼働ということでございまして、ここでの文章ではですね、単純に規制基準にクリアしたら即再稼働みたいな表現にはなっていますけども、実態はその他、先ほど申したような防災の話しですとか地元の理解とかそういったものをクリアしなければ難しいという認識でおります。

それから、3つ目ですね。法的の根拠ということですけども、関係法令にしたがって国が責任を持つということですね。事故が起きた場合。これは原子力の賠償法ですか、損害賠償法というのがあると思うんですけども、これは現在、事業者の無過失、無限責任になっているということで、国の責任がまだ明確化されていないというのもございまして、今後最近の報道なんかでも出てはいますが、法律を改正してそこらへんを国の責任についてもどう担保するかというあたりを法律を変えていくというところの検討をこれから始めるところであります。

それから。

◎新野議長

性能の透明性ですか。それに関わることで国はどのような責任を果たすのかというご質問もありましたか。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

もう一点なんでしたっけ。

◎高桑委員

透明性のところで、たとえば新潟県の技術委員会では東京電力が空欄のね、これは秘密事項にあたるということを書き空欄になっていると、こういう現実があることについて、基本計画にはこうなっているがそこはどういうふうにお考えになるのか、今後もしこういうことがあったときにどう対処なさるのかなど。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

そこはですね、この場ではなかなか私からはお答えするのは難しいんですけども、そういう知見をもっていませんので、そこはそうですね。今の例示というのは県の話ですよ、国というよりはですね。そういう意味では情報公開の判断というものは、基準に照らして判断していくことになるわけですので、ここではその明確なお答えはできないです。

それと最後です、最後は本文の最後のページ、77ページのところで表現がよくわからないというところですけども、国が責任を持ってやるべきところを自治体とか事業者、非営利法人の各主体が関与するというような。これは、この表現はエネルギー全体の話しの国民各層のコミュニケーションを図るという部分でありまして、原子力関係だけのものではないんですけども、ここは幅広いステークホルダーが関与しながら双方向のコミュニケーションを図るという意味で各自治体単位で、地域単位でコミュニケーションが図ればという主旨でこういう表現になっているわけなんですけれども、具体的にどういうイメージでやっていくのかとそのへんはまさに今これから本省で検討をしているところでありまして、また明確になった段階でご報告したいと思えます。以上です。

◎高桑委員

関連していいでしょうか。世界で最も厳しい基準の根拠ということで3つ挙げられましたけれども、私からみるとすごくもう少し具体的にきちんと根拠を示してほしいなあとというふうに思いました。

例えばアメリカのABWRでは、全電源喪失時2分以内に自動起動するガスタービン、駆動式発電機が設置されているとかね。ヨーロッパのABWRでは原子炉建屋の屋根はジャンボ機が墜落しても壊れないように厚くされているとかいろんなことがあります。例えば、前回質問したコア・キャッチャーの問題とかね、いろんな問題があって具体的に、本当に世界で最も厳しいなといわれるようなものを要求したいにも関わらずそういうふうになっていないと。それは、例えば先ほど今回質問にお答えいただいたフィルタベントが機能しないような過酷事故があるよということについても、お答えでは事業者にそういうことをお願いしていくんだと規制委員会の基準としてきちんとそれを担保するような、そういうものを具体的には出さないで、お答えいただいたように規制委員会としては申請された内容が基準に適合しているかど

うか、具体的には事業者が検討することで、審査で適合しているかどうか確認していくんですよ程度のかたちでしかないということについて、非常に私は不安と心配を持っています。そういう点で、最も厳しい基準だという、ほんの言葉だけが並んでいるというふうに思えて仕方がなかったのでお聞きしました。お答えいただいた根拠で納得できたわけではありません。

それから、適合したら再稼働を進めるとはっきり書いてあるわけで、今お答えいただいたものをお聞きすると、いやそれはもちろん避難のこともあるし、それから住民の理解も必要なんだよとお言葉では言っていますが、文章上は再稼働を進めると書いてあるわけで、言葉と内実が違うようなことは辞めていただきたい。これは大事な計画ですからね、もし本当にお答えいただいたようなことが再稼働に入るんだとすれば、この文章もきちんとそういうことを入れるべきだったのではないかと、これは意見です。以上です。

◎新野議長

はい、高橋さんお願いします。

◎高橋（優）委員

高橋といいますけれども。先ほども大飯原発の判決に触れた発言もありましたのでその発言を含めてエネルギー基本計画とかみ合った発言にしていきたいなあと考えていますけれども。

例えば、大飯原発の中で私がひとつ非常に気になっていたのは、ここでもよく議論されました、だからエネルギー庁の方にも質問しておきますけれども、あなたの責任は問いませんから、あなたの率直な気持ちをしゃべっていただいて結構ですよ。ここでは責任は問わないことになっていますから。このエネルギー基本計画策定にあたってはね、福島原発事故とどう向き合うかを同時に問われていた時期なんですよ。しかし、結局、高桑委員の質問の中にもありましたけれども核のゴミの対策も明確に示されなかった。それは違うところで、ワーキンググループで議論されているからいいのではないかという議論もあるかもわかりませんが、非常にこれは、東日本大震災と東電の福島第一原発のあとの安倍政権の中長期的なエネルギーの基本計画なわけだ。その中で示されないというのは残念だと思いませんか。

それともうひとつは、再生可能エネルギーの明確な絵の目標さえ明示されてない。新潟県でさえ明示しているんですよ、この点については。トイレ無きマンションを作り続けるのかと問いたいと思うんですよ。

例えば、新潟日報の6月1日のこれによれば、福島県から避難してきている家庭の人たちは経済と戦っているんですよ。例えば夫と離れた生活は不安だと、子どもが複雑骨折をして手術したときに近くに夫はいなかった。長時間歩くことができないから車を買った。暫くは新潟にいるつもりだと、しかし一人暮らしの夫の食生活も気になる、こうやって家庭内の経済と戦っているんですよ。

しかしここでも議論したことが何度もあるんですけれども、この点について例えば被告というのは関電のことをいうんですけれども、本原発の稼働が電力供給の安定性コスト低減につながると主張するが、当裁判所は多数の人の生存そのものに関わる利益と電気代の高い、低いの問題を並べて論じるような議論に加わったりその

議論の当否を判断すること自体、法的には許されない。非常にこの、ここから離れている人は自主避難している方だと思うんですが、こういう人、被害者に寄り添った判決だと私は思っています。

私はこの事故から3年経っていますがけれども原発ゼロを願う国民、世論というのはつい最近も時事通信社が発表していますけれども84%、80%以上の方々が原発ゼロを願っています。

例えば自民公明両党も2012年の総選挙の時にどういったかということ、「原子力に依存しなくても良い経済、社会、これを目指したい。」あるいは、「可能な限り速やかに原発ゼロを目指す。」こうやって公約したんですよ、しかし福島原発事故は原発が今日に至るも完全にコントロールできていないということもわかったわけですよ。未完の技術ですよ。いったん事故が起きれば長期にわたって3年経ったって13万人の人が避難しなきゃいけない、この夫と離れた生活でも放射能から離れようとしているわけでしょう。事故原因の究明は全くまだされてないわけでしょう。

このような原発事故の深刻さを踏まえればごくごく当然の公約だった。それで政権をとったんですよ。しかし2030年代に原発稼働ゼロといったんだけど安倍政権になってからは、後退に後退を重ねてこのエネルギー基本計画では、ベースロード電源と、この間説明がありましたけれども原発の永久化ですよ。

私はやっぱりこのような原発の事故を踏まえれば、この原発事故は人類とは共存できないんだと、この福井地裁の判決は関電だけにとどまるのではなくて、この柏崎刈羽原発事故にも当然該当するもんだというふうに思うんですけども。エネルギー庁さん、この間からエネルギー基本計画については非常に自信をもって説明されていましたけれども、再生可能エネルギーの目標が明示されなかったこと、それから核のゴミの対処が今回は示されなかったことに対してのあなたの率直な感想でもいいですよ、ぜひ示してください。

◎新野議長

これはきっと担当者の方のご意見を聞いてもしょうがないので、意見としてここに記録に留めさせていただいて、まだご意見のある方がいるのでよろしいですか。佐藤さんと石坂さん。どうぞ。

◎佐藤委員

佐藤です。エネルギー基本計画そのものがですね、やっぱり今の状況からみて川の流れを下流から上流に流そうとしているようなそういう感じとして私は受け止めます。

世界一安全な原発とかですね、自民党の前回の政権公約からも大きく逸脱をしていますし、世界一安全な原発といっているけれども本当にそうなんだろうかということ。そしてまず第一歩として福島事故の検証を行った上で安全対策をするのであれば少なくとも一定の安全対策になるでしょうけれど、それを片一方に置いておいて、世界一安全な原発だということについては、いささか問題があるんじゃないかということと、重要なベースロード電源というその言い方そのものが自民党の政権公約からも大きく逸脱しています。

なぜかということ福島事故の時には少なくともそれだけの反省をしたわけです。と

ころが、喉もと過ぎれば熱さを忘れるというんですか、そういう中で利権の塊りみたいな原発ですから、やっぱり進めたほうが良いという話にいつてしまったということですか。

それでなんで下流から上流に水を流そうとするような無理なものかということですね、原発に関していろんな問題点が指摘されていたものがすでに全部出し切っているというか全部出ているわけです。例えば核燃料再処理工場、去年で20回も操業を延期しているわけです。あるいはそこから出たプルトニウムを使って純国産のエネルギーだといったもんじゅ、それだって間もなく事故を起こして止まってから20年も経つ。20年といえば、ふつう機械だったら廃棄するようなプラントなんですけど、そういうものがまだまだ動かすとか、あるいは試験設備にするんだとかいろいろのことをいつていますが、再処理をあきらめないために、あるいはやめられないためにもんじゅもやめられないという問題があります。

また、今すでにある使用済燃料。にっちもさっちもいかない、その再処理工場も動かない、そういう中で柏崎刈羽でも1万4000体くらいあるわけですが、全国でものすごい量があるのに、それが将来的にどんなかたちで処理されていくのかというのは簡単に文章に出ています、地中処分にするとかね。じゃあいったいどこにそんな場所があるんですか。日本列島というのは4つ、5つのプレートのうえにのっかって常時動いているわけです。10万年、100万年というのは安定的に保管なんてできるという保証は絶対にはないわけです。

そしてさらに今、全部で55基あったのが今、48基とかいつていますが、もう40年を迎えている原発があるわけですか。そういうものが将来取り壊した時、どこへやるんですか。もう日本列島中、放射性物質であふれるような状況になるわけで、それは我々の年代じゃなくて次の年代、その次の年代の人たちが負担をしていかなければならないということなんです。あとは野となれ山となれといつて我々はそれで済むかもしれない。でも電気の恩恵だけ享受して、そこから出たものを全部将来のひとたちに押し付けるということは本当に許されるんですかということなんです。

それ、2兆円とか3兆円の経済的損失、さっき経済的損失の話が出ていましたけれども、そういう問題ではない、次元の違う問題として政治というのはもうちょっとちゃんと考えてもらわなきゃならないと思うんです。そうすることは政治の一番大事なことだと思うし我々はもうここまできて、もう40年も迎えた原発があるわけですから、次々と止まっていく、そうなったときにそれをどうするんですか。それがまたさらに40年も50年もかけて廃炉になるわけですか。

東海1号が16万4000KWの原発を次々といろいろ廃炉作業をしました。最後に残った原子炉本体、やり場所がないから今止まっているんです。

それから青森の再処理工場、東海にも300tくらいの廃液があります。青森にも200tを超える廃液があるんです。それは40時間だか60時間だか忘れただけだけど冷却が止まってしまうとそれこそ下北半島どころか青森県、東北一帯がダメになるくらい、あるいは東海でそれが起きれば関東圏一帯が全部ダメになるくらいの廃液があそこに溜まっている。その危険性はあまり言われていませんけれども、そういうものが我々のところにまだあって、閉じ込めて冷やせばいいんだなどとい

うものでないもの、そういう危険なものが東海にあったり、青森にあったりするわけですから。それをいったいどうするんだとその目途もたっていないわけです。ですからそういうものをきちんと目途を立てます、今でも立てられます、ですから原発はベースロード電源として進めますというんだったらそれなりに理解はできるし、世界一安全だっていうんだったら安全の根拠を示してもらえればいいわけですが、それだって具体的に言えば福島を検証さえ済んでいないで世界一安全だと言っているわけですからそれはやっぱりどうも納得いかないというか、多くの人たちはそういうふうに思わざるを得ないと思っています。まだまだたくさんありますが、いろいろ発言される方がいらっしゃるので私はこれでやめます。

◎新野議長

石坂さんが手が挙がって、あとどなたでしょう。少し時間がおしてしまして防災を先送りにするのならできますので。はい。簡潔にお願いしますね。すみません。

◎石坂委員

石坂です。本当に時間がないというのはわかっていますので簡潔に。ただ言っておかなければならないと。先ほどの高桑委員の質問とそれからそれに対してのエネ庁さんの回答に関して思うことがありましたのでひとこと申し上げます。

まさかこの部分ですね、規制基準に適合すると認められた場合にその判断を尊重して再稼働を進めるというところに反応されるとは私は正直言って思いませんでした。正直、重要なベースロード電源というふうに位置づけている国策といいますか、エネルギー基本計画がある中で、規制基準に適合したということであれば、これは速やかに再稼働に向かうべきであって、それに対しての先ほどのエネ庁さんの回答でその他にもいろいろとクリアすべき問題があるということ、口が悪くて申し訳ないんですけどもゴニョゴニョとおっしゃられましたけれども、それをもってそういうふうなことがすなわち速やかに進むことではないというふうに高桑委員はとられたようですけれども、私は他にもクリアすべき問題はあるけれども間違いなくこれは再稼働に向けて進むというふうに私は理解しています。逆に言えば私の取り方はそういうことでありますので、高桑委員と同じような言い方になりますけれども誤解のないようにきちんと再稼働に進むということをお願いをいたします。

◎武本（和）委員

簡単というか、基本的な関係を聞きたいんです。

エネルギー基本計画は数年に1回、ちゃんと調べれば5年に1回とかあるんでしょうけれど、何回もつくってきた計画ですよ。確認したいことは、その計画が福島事故後、初めて今回できた。以前の計画は全て現実から大きく外れていた。確認したいことはこういうことです。今回のものもその程度のものだと、どうせ当たらないんだろうと、問題がいっぱいあるんだというのはいろんな人がいっているとおりです。目標を掲げるのはいいですが、今まで当たったためしがない、当たったという表現、どういう表現がいいんでしょうか。八割がたできたというのがなかった、でたらめ計画の連続だったということじゃなかったですかということだけ聞いて、そんなに重要視してもしょうがない計画だというふうに見たほうがお互いにいいん

じゃないかという私の感想を言って、もし私の認識が違うんだったら今まで当たってきましたとか、概ね目標に向かって努力してその成果が現れていたんですとかいう、そういう答弁をしてもらえば内部でこんなことをいう必要はない。どうせ外れる、希望的計画でしかないんじゃないですかというのを聞きたいと思います。

◎新野議長

それもお答えになりますか。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。武本さんのご意見ですが、今回これ、2002年にできたエネルギー政策基本法という法律に基づいてエネルギー基本計画というのをつくってしまして、今回が4回目になるんですね。それが実際にそのとおりになったのかということと確かになってない部分のほうが多いとは思いますが、あくまでもこれは政策の長期目標ということなのですべては全て実現できていないということだと思います。

それから、高橋優一さんからですね、ご指摘、ひとつ誤解されているかなと思ったんですけど、再生可能エネルギーの数値目標というのは一応エネルギー基本計画の中には間接的な表現になって書いてはございまして、資料概要版の14ページに再生可能エネルギーの（3）の下の3つ目のポツですね、これまで定めたエネルギー基本計画で示した水準を上回る水準ということで注意書きが書いてありまして、この注意書きが下の欄外に書いてございまして、過去に定めた再生可能エネルギーの導入目標、2020年で13.5%、2030年で20%ということでこれ以上ということで数値目標は、下限目標は定めているということでございます。

◎新野議長

はい、その前に浅賀さん。前田さん。はい。

◎浅賀委員

浅賀です。国は今まで推進してきた原発政策について、中越沖地震も3.11のほうで原発災害ということで中越沖地震、その前の中越地震の時の当地の全号機停止等のその後の復旧等も忘れ去られようとしているような感さえあります。

さらに福島原発災害に責任ある国の対応というものが私には感じられない。そして今の基本計画というものの、いまいち具体的なことにも欠けているというふうにも感じられますし、今の委員の皆さんからの質問に、これからやっていくというような発言がございました。それは、ないんじゃないかなという。福島を検証をさらに深めてやっぱりもっと深刻になって考えていただきたいと思います。規制庁になるのか、エネルギー庁になるのかそこはわかりませんが、規制委員のメンバーも伺ってみると、新メンバーですか、専門家というよりはちょっとかすった思想のほうの方とかそういう方がおられるようですが、私どもからするともっと専門的な意見をお持ちの方とか学者の方とかをぜひ委員のメンバーに入れていただいて規制という、保安院から規制という規制庁というふうに名前が変わったわけですからそれなりの私どもに感じ取れる、住民に感じ取れる省庁であっていただきたいと思っております。期待です。

◎新野議長

はい、前田さん。

◎前田委員

私意見なんですけど、今日のお話を聞いていてもですね、自分たちのほうが正しいんだと推進、反対で意見を述べるのは大変結構なことなんですけれども、私も10年この委員をやらしてもらったんでわかるんですけど、原子力を止めてもそれから廃炉にしたとって国が決めても、すべてのトイレの問題もそれから廃棄物の問題もそれから福島の問題も解決はされません。そんな中で苦渋の決断で国もなんとかそういう出口の見えないところから少しでも出口の見えるところへ行こうと努力しているふうに私は思っていますので、時間の長い質問も結構なんですけど、正直言って止めてもそれから廃棄するといってもすべての問題は解決されませんから、これははっきりしているわけで、その裁判の結論が出たとしても今ある原子力の全ての問題は解決されません。これ事実だと思うんです。

それから、我々が一生懸命、今の世代で何かを解決しようと思っても私には今その手立てがありません。あればたぶん国はやっていると思います。そういう状況の中だということのを改めて申し上げたいと思います。すみません。

◎新野議長

川口さんと内藤さん。はい。

◎川口委員

さっき国が全面的に責任持ってくれるとあったんですけども、福島の事故というのが大変大きな出来事になってしまって悲惨だったんですけども、あの時に本当に原子力を全部止めなければいけなかったのかというのが、起こったあとにほとんどの原子力発電所は安全に動いていたわけですよ。それが定期点検になって、そのシステムを持ち出して止まったということだけは事実で、あの時点で定期点検を終えて動いていても僕は事故は起きなかったと確信をしております。安全を確認した発電所は動かすべきで、ベースロード電源として活用するという事は国策としては僕は賛成です。

◎新野議長

内藤さん。

◎内藤委員

4月にいただいた基本計画の概要に基づいて質問します。

最初のページのところに、1ページのところに化石燃料の大宗を海外に頼るわが国というふう書いてあるんですけど、はじめにというところに。辞書で調べたら、大宗って昔からという意味なんですけど、日本って昔は山で薪を取ったり、石炭とかで暮らしていたと思うんで、石油とかになってからは海外に頼るようになったかも知れないんですけどこの表現はちょっと違うんじゃないかと思います。

それから、同じ第1ページなんですけど、需要と供給が足りないんだから、需要のほうを減らすように節約すれば原子力がなくてもやっていけるんじゃないかと思っています。

それから同じページなんですけど、度々いろんな人が国富の流出というふうにして、エネルギーを中東とか産油国から買っているわけですけど、みんな同じような話をされるんですけど、石油とか買う代わりに日本製品をその国に輸出すれば

それで両方の国がいいんじゃないかと思えます。

あと、8ページなんですけれど、家庭の電気料金が福島の事故以降2割増しとなっているというふうに書いてあるんですけど、いろいろ考えたんですけど設備投資をすればするほど東京電力とかが利益になるという総括原価方式というのを辞めればこの流れが止まるんじゃないかと思うので、これについても回答ください。

それから9ページのベースロード電源、先ほども話しが出たんですけど、原子力はベースロード電源で昼も夜も電気を起こすというふうに書いてあるんですけども、これは反対から見れば出力の上げ下げの調節ができないとか制御できないという見方もできるわけなんで、もし本当に再稼働ということであれば、制御できるような技術を身に付けてから再稼働するなら理解できるんですけども、このへんはちょっとへんだなと思いました。

それから23ページの真ん中のところにアルプスとあるんですけども、その処理機関というふうに書いてあるんですけども、処理機関の「機関」というのは別な「期間」じゃないかと、字が違うと思うんですけどこのへんも変えてください。

最後です、24ページなんですけれど、万一シビアアクシデントが発生しても、とあるんですけども、回答してほしいんですけど、福島のようなことがまたどこかで起こった場合、誰がどういう命令とか指揮の系統で放射線とか飛び交う中を命がけで対応しなきゃダメなんですけど、電力会社がやるのか、消防がやるのか自治体がやるんだか自衛隊がやるんだか知らないんですけどそのへんも回答してください。以上です。

◎新野議長

エネ庁さんが回答いただける部分だけまずお願いします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

最初の1ページですかね、化石燃料の大宗を海外に。この大宗という深い意味は私も理解していなかったんですけど、通常は「大部分」ということで解釈して一般的には過去から「大宗を海外に依存」という言い方を使ってきておまして、正確な言葉の意味はちょっと私もわからないんですが、確認してみたいと思います。

それから、供給が足りないなら需要を減らすべきというご指摘ですが、これはまあ当然の話しでございまして、それに該当するものとして、省エネルギーの推進ですとか、デマンドリスポンスですか、ピークカットみたいなことをやっているわけなんで、こういうことを併せてやっていけばより効果的になるというふうに考えております。

国富の流出で、日本製品を輸出すればいいのではないかというのは、これは単純に輸入先の中東とか日本製品を本当に買ってくれるかどうか、というものもありますのでそこは単純にはいかないのかなというふうに思います。

それから、電気料金について総括原価方式を変えればいいんじゃないかということですけども、これに関しては現在電力システム改革ということで、小売の自由化なんかも現在法案を国会に提出しているということで、こういうのが進めばより競争原理が働いて電気料金も下がってくるということで現在進めているところであります。私のほうで答えられるのは以上です。

◎新野議長

ちょっと資源エネルギー庁さんのお答えでないようなご質問もいくつかあったんですが、どなたかお答えいただけるか、また後日ということにさせていただいてよろしいですか。はい。

今、もう6名くらいの方がたぶん発言されていないかと思うんです。今回この後半で防災をやる予定ではいるんですが、せっかくここまでご意見がいろいろ出ていますので、質問と意見とまた別だと思うんですが、できれば回答を無理にいただかなくてもいい部分は意見質問にさせていただけると、また委員同士のディスカッションが若干できるかもしれませんので。

◎桑原委員

桑原です。先ほどからお話しに出ています、再稼働の問題について意見ということで聞いていただければと思います。規制庁に設備の安全確認の審査をされてそれがその基準に合うかどうかの判断をするんだということで、それはそういう組織なんだと思うんですが、最終的には再稼働という問題になれば、もちろん地元の理解というものもありますが、これは紳士協定みたいなもので法律的には基準に合致をしてればというふうなものが、前にそういうものだというふう聞いたことがあるんですが、先ほど再稼働はどここの省庁がするんだといわれたときに、いろんな省庁が部分的にかかわりがあるんだというふうなことで明確に、どここの省庁のどなたが判断するんだということは聞かれなかったんですが、個人的にはやはり最終的に国ということになれば総理が判断するんだらうということを確認に表記すべきじゃないかなというのが私の意見です。

◎新野議長

あと、どなたか。中原さん、はい。お願いします。

◎中原委員

中原です。私も意見なんですけど。このエネルギーの基本計画を読んだんですが、やっぱり主婦には難しいことが多いんです。その中で感じたことは、エネルギー消費のスマート化が2020年代早期にスマートメーターを全所帯に全事業所に導入と書かれておりましたけども、私たち消費者ってエネルギー、もちろん今こういう時代ですから考えてはいますけどもやはりそれほど、消費に対して深くは考えてはいないんじゃないかなと思われるんです。それでスマートメーターなんですけど2020年は漠然的なので、これを前倒しにさせていただければ一般の主婦というかそういう人たちもエネルギーに対して知識を深めようと思うんじゃないかなということを感じました。

◎新野議長

あとは、千原さん、吉野さん、そちらのお二人。千原さんからいきますか。はい。

◎千原委員

千原でございます。少し話を戻しますと、竹内さんが前回定例会で原発のこともそうですけども経済のことも非常に大切だと自分の会社のことを例にとって最後に話しをいただきました。私も大賛成です。それから話しをかえってみますとグリーンパラドックスという言葉を目にしました。グリーンパラドックス。これは日本の

今のエネルギー政策というのはですね、例えばドイツの場合は80%再生可能エネルギーにして、尚且つ、まかなえない電力というのは工場をチェコとかに持って行って、チェコは何をしているかというところ、原発をつくったり、褐炭という非常にCO2の多い石炭をつかって、確かにドイツは80%の再生可能エネルギーをつかって国のエネルギー計画をやっておりますけどもその反面、工場を外に持って行って外では原発をつくったりCO2排出の多い火力発電所をつくっている。

日本も実はつい最近まで中国とかインドとかに工場が出て行った。私が昔勤めていた会社も中国に移転しようということで縮小している最中ですが、そうすると中国では何が起きているかというところ、排気ガスがあんなにワイワイいわれているわけですね。原発もどンドンどンドン増えていくような計画も立っているんですね。日本のエネルギー基本計画はしっかりしていて、安いエネルギーで産業と経済そして環境を確保しようとしている。よその国へ転化しようと思っていないと思っています。そういうことであるから、基本計画というのは、細かなことをぐじぐじするんじゃなくて、もっと日本がどういうふうにも経済を安定していくんだというふうに基づいてやるべきだというふうに思っております。

◎吉野委員

再稼働のことについてなんですけども、最近の新聞記事なんかでは大飯原発の差し止め判決なんかでも安全軽視の姿勢を指弾して再稼働を認めずというようなこともありますし、新潟県でも知事さんは福島事故をまず検証、総括するのが先だということとか、先ほどもあった高線量下の作業ルールが先だということとか、なかなか再稼働ということを実際にやるのは非常に無理な状態じゃないかと思えます。最近の新聞記事では原子炉は制御不能だということ、東京電力としてもそういう撤退しなければならないかというそういうことが考えられていたということも出てますんで、そういう記事を全体に見ますと今の原子力を利用していくということは、科学技術を過信して人間の手に負えないことを突っ込んできちゃっているという感じで、ここらへんでもっと広い視野から、今までの流れとは別に深いところから反省して見直すといいますか、そういうことをやらないとちょうど大東亜戦争で冷静に考えればもうどうにもならないところを行きがかり上ずって突っ込んでいってどうしようもない状態、破綻に陥っちゃったと同じようなことで、このままの道を進むと政府も東京電力さんもますます困難を抱えて先が見えないようなところへどンドンどンドンハマり込んでいっちゃうって非常に心配、危機感を持っていますけども、ちょっと勉強不足なんでそんな感想程度です。以上です。

◎新野議長

竹内さんいいですか。

◎竹内委員

竹内です。やっぱり感想になっちゃうんですが、前からこのエネルギー基本計画には興味があって、いろいろな意見を聞かせていただいたんですが、今日80%くらいの民意が反対なんという意見もありましたけれども、正直言って原子力発電所がみたいだね、こういう面倒な問題がなければ、私もこういう会に出なくて済むし、楽でいいなとも思いますが、今現実ここにあるわけですよ。またそういった

中で日本というのはエネルギー自給率4%程度だということで、完全にエネルギーが足りてない状態なわけですね、そんな中でも民間はなんとか努力して高効率ないろいろな機器を入れて凌いだり、生産を調整してみたりしているわけですが、そういった中で、ガソリンや天然ガスは値上がりが続いています。皆さんの意見を聞いている中で私たちの未来の想定ってどうなっているのかなという疑問に思うんですけども。今問題になっている高齢化、少子化こういったことを前提にお話しされている方が非常に多いんだろうなと思うんですけども我々世代だって、かつて、皆さまが経験されたようなバブルとはいきませんが、やっぱり成長を経験したいんです。努力した分報われたいと思うんです、みんなが。そういった中で原子力発電所がなければいいなとも思いますけれども、今じゃない。これは、いまの問題じゃないんだと。このエネルギー基本計画をしっかりと遂行してもらってその間に日本のあるべき姿、原子力発電所がなくてもやっていける、そういった理想の姿を求める姿勢がすごく大切なんだろうなと思います。かつて日本は、かつてじゃないな、喉もと過ぎればの話はさっきありましたけども、アルジェリアというのは、化石燃料を求めて我々が海外に出て行ったら、ああいった凄惨な事件に巻き込まれてしまった。今また南シナ海だ、なんだ中東だ、こういろいろと、きな臭い状況がありますけれども、こういった状況を見ているとかつて日本が太平洋戦争に巻き込まれたのもきっかけは、エネルギーの渴望からだったと我々も勉強しております。まあこういった中で、本当に基本的なあるべき姿、あるべき安全性を確保することが最も大切なんだなと思いました。以上です。

◎川口委員

竹内君が80%といったのは間違った数字なんでそれは訂正してください。約60%だと思いますんで。お願いします。80%という数字が一人歩きするのは嫌なのでお願いします。

◎竹内委員

そうですね。しかもその私も付け加えますけども、80%であろうと60%であろうと、なければいいのかも知れないという質問が意地悪なんだと思います。今すぐに無かったらいいと思う人はもっと少ないと思います。

◎徳永委員

エネルギー基本計画は、国がパブコメを取る前の段階でこの定例会で出されたことに対して発言をしましたし、それ以上も以下もありませんので二番煎じですが、手短かに復習のような意味ですが、先ほど来、出ていますベースロード電源というやつがパブコメの後に出たわけですけど、ああまたカタカナかと正直思いました。

基本的な奥に潜んでいるのは変わってないなということでそんなもんかと思いました。定例会で言ったように、私が注目したのはずっと後ろのほうの計画の中の「水素社会の実現に向けて」というあの項です。繰り返しになりますが。

一昨日の新聞でしたっけ、どこかの商社が水素ガスを輸入するタンカーをこれからつくるといのが出ていました。やっときたかと私自身はそう思いましたが、ぜひそっちのほうの計画を早く進めてほしいなと思います。以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。ずいぶん広がりのある後半のご意見がいろいろ出ました。今日はまだこの後、本来防災なんですけど、トイレ休憩を要望されている方が数名おられるようですので、こんな時間ですが数分お休みを取っていただいて、トイレタイムをお願いいたします。

(休憩)

◎新野議長

それでは、(3)はもう時間がわずかですので、先回もそうなんですけど、またこれから始めてもそれこそ尻切れトンボですのでまた少し時間が延びますが、次回に送らせていただきたいと思います。今回防災の中で初期情報伝達の、先回少しやっただけなんですけど、その続きでそこに集中して意見をいただきましたんですけど、4つにわけたというのはたぶん皆さんご理解いただいているかと思うんですけど、今の初期情報伝達と事故が起きてしまった時の対応ですよね、避難の状況というのが2つ目になりますし、事故が起きてしまった後の、今度は除染とか賠償の今までのシナリオになかった部分を少し集中的にしたいということが3つ目にあります。

4つ目には、こういうことをいろいろ考えてきますと本来平常時、こういうときですね、事故が起きないときに何をしておくべきなのか、皆さんが本当は何を知りたいのかということのを最後に住民として議論ができるといいなと思って、4つに分けていますので、後日そういう協議、意見交換がありますのでまたお考えをいただきたいと思います。

(2)は、全員からまたご意見をいただきまして時間が延びましたが、十分なディスカッションまでいかなかったんですけどそれぞれのお考えが述べられて良かったかと思えます。やっぱりこうやってダイジェスト版なのでこういう縮小された中から真意を読み取るというのは非常に難しい作業ですよ、書かれる方もですけど、最後に読まされる側とするとやはり読みきれないということがあって、一行の中でも立ち位置によって誤差が生じてしまうという事実が今日はもう十分に羅列されているんですけど、こういうことをどうやってご納得していただくのか、防いでいくのかというのがたぶんコミュニケーションの知恵の中に求められていくことだと思います。

じゃあ(2)は閉じさせていただいてよろしいでしょうか。はい。(2)は閉じさせていただいて、(3)は来月に送らせていただいとということになります。

その他は特になんですが。はい。順番はそれかな。事務局が冒頭に資料説明をしていただきました。

案として、「安定ヨウ素剤の調達事案に対する申し入れ」というのがありまして、これは先回の運営委員会の概要を見ていただくと経緯が委員にはお分かりいただけると思うんですけど、私どもの活動の中で、こういうことをすべきだという意見がありまして、全員一致でその原案をとということで、今日原案をお示ししています。これはまた、一般委員さんにご存じなくて初めてご覧になるわけですので、運営委員会の概要をご覧いただいて、これを見ていただいて、一晩や二晩寝ていただいて、じっくり考えていただいて、期限はですね特に設けていませんけど、できれば早いうち、2、3日中がいいかと思うんですけど、今日が水曜日、金曜日中にいただきま

すか。

何かここが気になるとか修正すべきとかって何かありますか。

◎川口委員

私はこの申し入れに対しては賛成なんですけど、今回の新潟県の前回の定例会で気になって。実際やったことが書かれているんですけど、安定ヨウ素剤は管内調達で福島県の仮処分で解消されますとって全く他人事のようにして、まあ文書はいいんですけど、ここで言うにも他人事のようにしか聞こえてきませんでした。実際問題、なぜそうなったかといえば県の大きなミスでやったわけで、ここ1ヶ月の間にどうしてそうなったかという説明もなければ、こういうことを今考えているとかいう説明もまったくないのはちょっと不本意です。出すのは大いに賛成ですけど、今、県の人がいるんですけど、その見解を聞きたいと思います。

◎新野議長

その見解をお聞きする前に、あの時点で中間報告ということが出されているというご案内があったかと思うんですが、あとでネットで見ますと報告案というのがものすごく細かく、たしか13ページくらいにわたって出ていました。残念ながら私どものところに、時間を配慮されたんだと思うんですね、県の方が。その資料と内容説明がなかったために非常に希薄に感じられたのが当然だったと思うんですが、県は出されているには出されているんですが、それが私どもには伝わらなかったというのが若干情報の落差があったためにそういうような感じを受けたという事実がありますね。はい、県によろしいですか。なにかご意見いただければご発言を。

◎武本（和）委員

経過の報告をしてもらえば。

◎新野議長

そうですね。ご用意がないでしょうけど。前回出てらっしゃらないので。今のご意見で。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

まずはですね、前回報告させていただきまして、中間報告ということで1回報告をさせていただきました。その段階で詳細につきましては中間報告、5月の連休明けにさせていただきましたけれども、それから1ヶ月くらいを目途に詳細の調査を行うということでご報告させていただいておりますけれども、今日現在におきまして、最終的な報告をお伝えできる状況にはございません。ただいま現在、森副知事をトップといたしまして庁内にプロジェクトチームを作って調査をしております。私自身はそのチームに入っておりませんので、今どういう段階になっているかというところまで知る立場にございませんけれども、県民の皆さまにお約束した事項でございましてしかるべき時期に調査チームから正式な報告、経緯を含めまして改めてご報告差し上げることとしておりますのでその時まで申し訳ございませんけれども今しばらくお待ちいただきたいと思います。

◎新野議長

中間報告をいただいて、最終報告はいただけない時点の前に取りまとめた文書ですし、これを皆さんお目通しいたできて充分時間を取りすぎますとまた次の動きが

かぶってしまうかもしれませんので、早めにお目通しをいただいて、今の現在でこれでもよろしければできれば急ぎますので、明日中とかに時間を限りたいんですが、妥当な時期はいつでしょうか。今日が水曜日です。

◎千原委員

このまま決めていいんじゃないですか。

◎前田委員

出すってことが決まっているんだから。

◎新野議長

出す、出さないも含めて。

◎武本（和）委員

報告にあるんだろうけど、あの時、議論したのはね、最終報告が出たらきちんと見解出したほうがいいという意見と、それに反映させるためにひとこといっておいたほうがいいという意見があって最終報告が出る前に、へまやったじゃないかということやきちつと言うておこうというので簡単な文書でとりあえず出そうじゃないか、今日相談して、その是非をどうするかというのを決めようじゃないかと、こういう話になっているということ。

◎新野議長

運営委員会の概要が出ていますのでご覧いただいていると思うんですが、一般の委員さんにしてみれば、今日、この文面を初めてご覧になるので、これはもうこれを出してしまおうというふうにも扱えませんが、一日置かせていただいて、明日の夕方までにもしご意見が寄せられないようでしたらよろしいでしょうか。ということですので。またご覧いただけない方は運営委員会の議事録を読んでいただくと、どういう経緯でこれがつくられたかという主旨がお分かりいただけると思いますのでよろしく願いいたします。案にはなっていますがこのままでよろしければ案を取らせていただいて速やかにということにさせていただきます。

それともうひとつは技科大さんがあるんですが、これは第5回と書いてあるので、第4回から地域の会としてお受けしてきた番外編の活動なんですね。3月29日の皆さんとの委員の懇談会の中でこれをご案内しましたら、数名の方が時間があれば出てみたいというような関心を寄せられていました。うまく事業化していきたいとも思ったんですがこれが正式な大学のカリキュラムのために、4月1日の時点で日程とかいろいろ決めていなければならなかったということなので、残念ながら今年もあちら主導の日程の中に私どもが協力するというかたちにならざるを得ないので、昨年と同じパターンになっていますが、今現在58名、昨年の倍増くらいの学生が非常に関心を示してここに参加するということですので、一般委員さんの中で、もう日が決まっていますので、この時間帯に時間が空いたり関心のあるような方があって、参加できる状況がありましたら、事務局に18日の昼までにご一報いただけますか。そうしましたら調整させていただきます、もっと詳しい文書もありますので、またいろいろとお伝えしたいこともありますので、よろしく願いいたします。それとですね。このあと、運営委員に残っていただいて、若干の確認事項をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それと、またちょっと補足ですが昨日だったか、新聞にも出ていましたけど、木野さん、保安院の時代の初代の柏崎の広報官をされていた木野さんですが、規制の保安院の方だったんですが、今は福島でまた重要なお仕事をされていて、関連でご出張でおいでになって、その前にちょっと立ち寄られて、「近々定例会だよ、皆さんにお会いしたいと。木野が来たということを皆さんに伝えていただきたい」というようなことで伝言といたしますか、意思だけを預かりましたので。前にも新聞記事を皆さんに配布したようなのを覚えていらっしゃるでしょうかね、汚染水のことと自分は一生懸命やるんだというような意思のコメントを残されている方なんです。ご報告をさせていただきます。7月にはまた別件でおいでになるので、機会があったらその会場においでいただきたいというようなこともコメントで付け加えてあります。よろしくお願いたします。では、私から以上ですので。遅くまでありがとうございました。

はい。どうぞ。

◎前田委員

遅くなって申し訳ないんですが、聞きたいことが1点あるのでいいですか。

先週のニュースの中で突然なんですけれども、福島の吉田所長さんが国の調査委員会という話しが出ていたんですね。私、ニュースを見て驚きまして、あそこに書いてあったことは要するに、吉田所長さんが命令していないのに勝手に逃げたと、650人も逃げたんですよというふうに書いてあったんですけど。インターネットの速報の中にですね。私が事実として、あの直後もですね、3月15日の直後も、そういう委員会の時でもそういう話があって、事実はどうなんだっていう話をしたときに聞いたら、事実が必要な人間を残して必要でない人間はとりあえず一番近いからそこに退避してもらいましたという話しだったと思うんですよ。だけどあの主旨は、要するに東京電力の隠蔽体質がまた新たに発覚したというような言い方をされていますけど、明らかにあれはミスなんじゃないかと、おかしい記事だったなと思うんです。他の新聞もあまりその後それについて追従していないところを見れば、たぶん冷静な人もいるんだなと思って見ているんですけど皆さんご存じないですか、そのニュース。

◎高桑委員

逃げたとは書いてないです。逃げたんじゃないかと、そっちへ行ったと。

◎佐藤委員

所長のつもりで言ったのと、理解の仕方が不足して、何割だか第二に移ったと。

◎千原委員

質問したんだから聞かせてもらいたいと。わいわい言ってもしかたないから。

◎前田委員

東電さんが一番詳しいだろうから。

◎新野議長

はい、よろしいですか。お願いします。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。

私、3月15日の時ですね、直接向こうにいたわけではございませんが、その日のテレビ会議見ておりました、吉田所長が非常に2号機の状態を心配してですね、だいぶひどい状態だと。で退避するという話しをしておられました。

我々の理解でも、2Fに行った人たちがその状況下にあって、所長が行くなといっているのに、いやもう俺は逃げるんだといって2Fに行ったという人はいません。命令違反という話しは私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思っています。これは事実であります。

◎新野議長

はい。

◎武本（和）委員

吉田調書が公開になれば、ものすごい大事な情報があるんだから、みたいな話しがあつてですね、それを今、官房長官ですか、個人情報じゃなくて、本人の意向が公開するなというからみたいな、公開する、しないという議論があるけれども所長が聞いていたのは事実だと思うし、それを否定するわけではないですけれども、私たちとしては、そういうものは、しかるべきところに公開されれば、教訓になるんじゃないか、そういうことがこの会の目的にも合うと思うんで、どちらが本当かというような議論よりも本当のことを知ろうじゃないかみたいな話しも合わせてしたということにしてたほうが良いと思って発言しました。マスコミは朝日がその調書を手に入れて、朝日が報道しているだけというふうに私は理解していて、他の新聞社はそれを持っていないということだと思いますよ。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。それと6月21日には定例の、年に1、2度は原子力発電所に入れていただいて勉強させていただいたり見せていただくというような行動を取れというような会則になっていますので、その定例の視察会をお願いをして、東京電力さんに受けていただいて、原案を作っています。

少し時間的余裕があるので、新しい委員さん、新しいというか2年目の方もおいでになるし、何回も行っている方でもやはり原子力というのは非常に構造も難しいですので、基礎的なことをまたおさらいをしてほしいという要望を入れておきましたので、ご存知のことをご説明いただく場面も多々あるかと思うんですが、全員が横並びでないというところでしたらしっかりまた新しい授業を受けるというようなかたちでせつかくの機会を生かしていただければと思いますので、ひとりでも多くの方に参加をぜひお願いいたします。よろしくお願いたします。

はい。

◎高桑委員

県にお聞きしたいんですけども、ヨウ素剤の服用の段取りというのは進んでいるのでしょうか。服用に向けての段取りは進んでいるのでしょうか。

◎佐藤委員

担当が違うんだよ。県の薬事課でないと。

◎石坂委員

それに関連して。今、佐藤さんから、担当の方じゃないというようなお話しがあ

りましたけれども、新潟県さんに。ちょっと内輪の話みたいになりますけれども、運営委員会というものをやっております、その運営委員の立場でひとつお願いというところでもありますけれども。今日のカリキュラムといいますか、レジュメをみても、レジュメを見る限りにおいてですね、一番時間を取ってあるのは実際にはそうなりませんでしたが防犯計画なわけですよ。今日、冒頭で自己紹介がありましたけれども、過去3回くらい防犯のことが中心だったんで、私じゃない方が来られていたと。で、今日私初めて来た。それはつまり防犯関係のご担当ではないという理解でよろしいんですよ。

運営委員会の中で、何をやるかという話しをもんでいるわけですよ。そういう話が、これだけ時間がない中で濃い議論をするために運営委員会の中で何をやるということを事前にオブザーバーの方においでいただいて協議をして、それに対しての準備をしていただくというような、そういう体制でやってきているなかで、新潟県さんが常に運営委員会に顔を出されていないと、そういうことによってこういうふうな齟齬というか、ヨウ素剤の問題もけっこう出ていましたからそれに対してのたぶん準備もしてこられる可能性があったわけですよ。そういうふうなことも考えて、これからもやはり今後、この地域の会を円滑に進めるためにぜひ新潟県さんには運営委員会にオブザーバーとして今後顔を出していただきたいと。これはちょっと議事録にも残していただきたいこととお願いいたします。

◎市川原子力安全広報監（新潟県）

今ほど、運営委員会というお話でございますけれども、基本的には地域の会の自主性にお任せするというのが新潟県の立場でございますので、県として地域の会の運営に携わるといえるのはこれは会の目的自体に反するのではないかと思います。

運営委員会で議題として決めていただいたことに対しましては、それに対して責任をもってお答えできるものが会に出席するというかたちで対応させていただきたいと思っております。

◎川口委員

あの、今言っている意味は運営委員として出て来いではなくて、運営委員会のオブザーバーとして出てきてくださいとお願いをしているんです。

新潟県として看板しょって出てきた以上は、今までの経緯を知った人が出てくると我々は思っております。私は初めて出てきたから知らないなんかいう言い方は通らないと思っております。

◎高桑委員

私もそのヨウ素剤は違うとおっしゃっていますが、それは通用しないでしょう。ここで出てくるにはね、だから担当が違うからと、そのシステムがこのヨウ素剤の配布ができなかったところの根本のところにあるんだと私は思っていますが、そういうことも踏まえたなら、もうこれは担当じゃないとかそういうかたちで、あるいは今まで出てこなかったらということが理由としては通らないということをしかりお伝えさせていただきたいと思っております。戻られたら。

◎新野議長

また、おいおいご説明させていただいてよりよい進行をさせていただきたいと思

います。ほかはよろしかったでしょうか。じゃあこれで閉じさせていただきます。
事務局何かございますか。

◎事務局

再度事務局からお願いさせていただきます。いろんな手続きがありますので、今
会長さんが言われたことにつきまして必ず回答等を期日までにお願いしたいと思
いますがよろしく願いいたします。

長時間にわたりありがとうございました。この後でありますけれど、運営委員様
と川口、前田、高桑、中原委員さんはちょっとお残りいただきたいなと思
いますのでよろしく願いいたします。

それから毎回のように最近忘れ物がありますので、机の下等に忘れ物の無いよう
にお願いしたいと思います。

次回の定例会であります、7月2日（水）6時半からになります。それから運
営委員さんでありますけれども、6月18日（水）であります。6時半からお集
まりいただくことになっておりますのでよろしく願いいたします。

以上で第132回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。
尚、報道関係者につきましては取材等の関係につきましては運営委員会をこれから
話し合いがありますのでよろしく願いいたします。